

生食発 0529 第 1 号
令和 2 年 5 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の
規格の改正等に係る手続について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の部で規定された別表第 1 を改正する場合の要請に係る手続については、別途通知する手引に定めたので、関係者への周知方よろしくお願いします。